【ベトナム】ベトナム知的財産法の詳細に関して定めた通達の施行について

2023 年 12 月 19 日
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、ベトナム知的財産法の詳細に関して定めた通達の施行についてのお知らせです。

ベトナム国家知的財産庁（IPVN）より、改正知的財産法に関する通達（Circular）第 23/2023/TT-BKHCN 号が発行され、本年 11 月 30 日より施行された旨アナウンスがありました。

ベトナムでは、本年 1 月 1 日に、産業財産権、産業財産権の保護、植物品種の権利及び産業財産権の設定手続と産業財産権情報の確保に関する知的財産権の国家管理に関する、ベトナム知的財産法の改正法である、法律（Law）第 07/2022/QH15 号が施行されました。その後、本年 8 月 23 日に、当該改正法を実施するための措置について詳述した、政令（Decree）第 65/2023/ND-CP 号が公布されています。本通達はその政令の諸条項と措置を更に詳述したものです。

本通達の詳細な内容については、おって本メーリングリストや JETRO ホームページ等において案内させていただく予定です。

なお、通達の全文は以下より御覧いただけます（※ベトナム語）
https://ipvietnam.gov.vn/documents/20195/1600065/Thong+tu+23-TT-BKHCN_30.11.2023.pdf/08723c05-8dcf-4098-9455-2b68da301cd0

情報公開日
2023 年 12 月 6 日

URL 等
https://ipvietnam.gov.vn/vi_VN/web/guest/tin-tuc-su-kien/-/asset_publisher/7xsjBfqhCDAV/content/thong-tu-quy-inh-chi-tiet-mot-so-ieu-cua-luat-so-huu-tri-tue-va-bien-phap-thi-hanh-nghi-inh-so-65-2023-n-cp

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。